

## 競争参加停止措置の概要

1. 競争参加停止措置業者名：道岡建設工業株式会社  
業者の住所：大阪府堺市堺区石津町1-3-15-201
2. 競争参加停止措置期間：2022年 6月 1日～2022年 7月31日  
(2カ月)
3. 事 実 概 要：  
道岡建設工業株式会社は、大阪市内の独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構発注の工事において、建設業法第22条第1項及び同法第24条の8第1項及び第4項の規定に違反したため、令和4年4月1日に建設業許可部局（大阪）より25日間の営業停止処分を受けた。
4. 競争参加停止措置理由：  
道岡建設工業株式会社が建設業許可部局から建設業法に基づく監督処分（営業停止処分）を受けたことは、「阪神高速道路株式会社競争参加停止等取扱要領」別表第2第12号（建設業法違反行為）に該当するため。

### <競争参加停止要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
1～11 略	
12 近畿地区の地域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）	当該認定をした日から1か月以上9か月以内
13～15 略	